

情参発0401第1号

令和7年4月1日

都道府県知事 殿

指定都市市長 殿

中核市市長 殿

厚生労働省大臣官房参事官（情報化担当）

（ 公 印 省 略 ）

令和7年度（令和6年度からの繰越分）地域診療情報連携推進費補助金（医療費助成のオンライン資格確認の先行実施のための自治体システム改修等事業）の実施について

標記については、今般、別紙のとおり「令和7年度（令和6年度からの繰越分）地域診療情報連携推進費補助金（医療費助成のオンライン資格確認の先行実施のための自治体システム改修等事業）実施要綱」を定め、令和7年4月1日から適用することとしたので、通知する。

なお、都道府県知事におかれては、貴管内の一般市区町村（市町村（指定都市及び中核市を除く。）、特別区、一部事務組合又は広域連合をいう。）に対する周知について、特段の配慮をお願いする。

別紙

令和7年度（令和6年度からの繰越分）地域診療情報連携推進費補助金（医療費助成のオンライン資格確認の先行実施のための自治体システム改修等事業）実施要綱

1 目的

本事業は、希望する都道府県又は市区町村（市町村、特別区、一部事務組合又は広域連合をいう。以下同じ。）において、マイナンバーカードを活用した医療費助成（公費負担医療又は地方単独医療費助成（都道府県又は市区町村が単独に設けた医療費の助成をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）のオンライン資格確認が実施できるよう、自治体業務システムの改修等を支援することによって、医療DXの推進に関する工程表（令和5年6月2日医療DX推進本部決定）及びデジタル社会の実現に向けた重点計画（令和6年6月21日閣議決定）に基づき、令和8年度以降、全国規模で医療費助成のオンライン資格確認の実施を図ることを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県又は市区町村とする。

3 事業内容

マイナンバーカードを活用した医療費助成のオンライン資格確認を実施するため、デジタル庁及びPMHシステム保守・運用等事業者（デジタル庁からの委託に基づき、PMHシステム（自治体と医療機関・薬局をつなぐ情報連携基盤に基づき医療費助成のオンライン資格確認等を実施するための情報システムをいう。以下同じ。）の保守・運用等の業務を実施する事業者をいう。）との連携に基づき、自治体業務システムとPMHシステムの情報連携を図るための自治体業務システムの改修等を行う。

4 対象となる医療費助成

本事業による自治体業務システムの改修等の対象となる医療費助成は、（1）及び（2）に掲げる医療費助成のうち、都道府県又は市区町村が選択する医療費助成とする。

（1）公費負担医療のうち、アからセまでに掲げるもの

ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）の規定による精神通院医療に係る自立支援医療費

イ 障害者総合支援法の規定による更生医療に係る自立支援医療費

ウ 障害者総合支援法の規定による育成医療に係る自立支援医療費

- エ 障害者総合支援法の規定による療養介護医療費
 - オ 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）の規定による
特定医療費
 - カ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の規定による小児慢性特定疾病医療費
 - キ 児童福祉法の規定による肢体不自由児通所医療費
 - ク 児童福祉法の規定による障害児入所医療費
 - ケ 母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）の規定による養育医療
 - コ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114
号。以下「感染症法」という。）の規定による結核患者の医療
 - サ 感染症法の規定による新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者の医療
 - シ 感染症法の規定による新感染症外出自粛対象者の医療
 - ス 「感染症対策特別促進事業について」（平成 23 年 3 月 31 日付け健発第 0331001 号
厚生労働省健康局長通知）の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別
促進事業による医療費の助成
 - セ 「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」（平成 30 年 6 月 27 日付け健発
0627 第 1 号厚生労働省健康局長通知）の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施
要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業による医療費の助成
- (2) 地方単独医療費助成のうち、アからエまでに掲げるもの（紙の受給者証を用いてい
るものに限る。）
- ア こどもの医療費に係る地方単独医療費助成
 - イ 障害者の医療費に係る地方単独医療費助成
 - ウ ひとり親家庭の医療費に係る地方単独医療費助成
 - エ アからウまでに掲げるもののほか、医療費助成のオンライン資格確認の実施によ
り、事務の効率化等に資すると認められる地方単独医療費助成

5 マイナンバー利用等に関する要件

- ア 本事業に係る業務の実施、情報システムの運用、データの取扱い等に当たっては、関
係法令、条例等を遵守すること。
- イ PMHシステムに登録する情報について、「マイナンバー利用事務におけるマイナン
バー登録事務に係る横断的なガイドライン（デジタル庁）」等に従い、必要な措置を講
じていること。
- ウ 本事業に基づく自治体業務システムと PMHシステムの情報連携に当たってはマイ
ナンバーを利用するため、本事業の対象となる医療費助成として地方単独医療費助成
を選択する場合には、当該地方単独医療費助成のオンライン資格確認に係る事務を行
政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法
律第 27 号）第 9 条第 2 項の規定による個人番号利用事務とするために必要な措置を講

じること。

エ 本事業による自治体業務システムの改修等に着手するまでに、特定個人情報保護評価（P I A）の対応を行うこと。

6 自治体業務システムの改修等に関する要件

自治体業務システムの改修等の内容が、デジタル庁が提供するPMHシステムとの情報連携の仕様等に従った内容となっていること。

なお、自治体業務システムを用いずに対象者情報を管理している場合など、自治体業務システムの改修を伴わない場合であっても、デジタル庁が提供するPMHシステムとの情報連携の仕様等に従った内容となっている場合は、本事業の対象となる。

7 契約等に関する要件

ア 原則として交付決定後2ヶ月以内に、デジタル庁とPMHシステム等における情報連携事務等に関する委託契約を締結した上で、本事業による自治体業務システムの改修等に着手すること。デジタル庁及び社会保険診療報酬支払基金は、都道府県又は市区町村からの委託（社会保険診療報酬支払基金にあっては、デジタル庁からの再委託）を受けて、PMHシステム、オンライン資格確認等システム及び医療保険者等向け中間サーバー等を運用することとなること。

イ 原則として交付決定後2ヶ月以内に、デジタル庁が定めるPMHシステムの利用規約に同意した上で、本事業による自治体業務システムの改修等に着手すること。

8 医療費助成のオンライン資格確認の実施に関する要件

ア 都道府県又は市区町村の管内に所在する医療機関及び薬局に対して、医療費助成のオンライン資格確認への対応や医療機関及び薬局におけるシステム改修を支援するための補助金の内容について周知を行い、医療費助成のオンライン資格確認に対応する医療機関及び薬局の拡大に協力すること。

イ 本事業による自治体業務システムの改修等の後、医療費助成のオンライン資格確認の継続的な実施を図ること。

9 経費の補助

本事業の実施に要する経費については、別に通知する「令和7年度（令和6年度からの繰越分）地域診療情報連携推進費（医療費助成のオンライン資格確認の先行実施のための自治体システム改修等事業）の国庫補助について」（令和7年4月1日厚生労働省発情参0401第1号厚生労働事務次官通知）の別紙「令和7年度（令和6年度からの繰越分）地域診療情報連携推進費補助金（医療費助成のオンライン資格確認の先行実施のための自治体システム改修等事業）交付要綱」により、予算の範囲内で補助するものとする。